

社会福祉法人
三芳町社会福祉協議会会員規程

昭和61年6月23日
規程 第 5 号

第1条 この規程は、定款第19条第3項の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この会は、三芳町に居住する個人（三芳町に勤務するものを含む）、又は法人、その他の団体でこの会の趣旨、目的に賛同するものをもって会員とする。

第3条 この会の会員は会費を負担する。その額は次のとおりとする。

- (1) 一般会員 年額 500円
- (2) 特別会員 年額 2,000円
- (3) 法人特別会員 年額 10,000円

2 会員となる場合は、別記会員申込書を会長に提出するものとする。

第4条 この会の会員は、毎年8月末日までに会費を納入しなければならない。ただし、新たに会員となるものは、入会と同時に納入するものとする。

2 会長は、特別の事情がある時は、会費を免除することができる。

第5条 会費の納入は別記納付書により行う。

2 会長は、会費を納入した者に領収書を交付しなければならない。

第6条 会長は、理事会の承認を得て会費の徴収を会員に委任することができる。

第7条 納入された会費は、過誤納のほか返還しないものとする。

第8条 この会の会員は、次の場合には退会したものとする。

- (1) 本人より申し出があった場合
- (2) 転出の場合
- (3) 死亡の場合

第9条 この会の会員で、この会の名誉を棄損し、又は趣旨に反する行為があったときは、評議員会の議を経てこれを除名することができる。

附 則

この規程は、昭和61年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。